

基本計画に示した重点プロジェクトや分野別計画を着実かつ効果的に推進していくための推進体制や進行管理のしくみなど、計画の実現に向けた留意点を示します。

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内における計画推進体制

基本計画に基づく施策は、施策を担当する各課が計画的に推進していきます。その際、広報誌や町ホームページ等の広報手段を通じて、町民等との情報共有に努め、協働のまちづくりを推進します。

また、重点プロジェクトに掲げる分野を横断する取り組みについては、分野間の連携を密にするとともに、プロジェクトチームを適宜設置するなど、効率的な実施体制を構築します。

### (2) 協働・連携による計画推進体制

町民や事業者、各種団体などと議会、行政による協働のまちづくりを推進するとともに、国や北海道、近隣市町村などとの広域的な連携・協力体制を深め、総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

また、総合計画審議会を評価機関として位置付け、各種施策の評価とともに計画の進行管理を行い、計画の見直しも含めた検討を行います。

## 2 施策指標による進捗管理

目標と成果の可視化を図るため、施策ごとに指標を設定します。施策指標については、各施策のめざす姿や重点プロジェクトの達成度を確認するための一つの目安として活用します。客観的な数値により進捗を測る「客観的指標」と町民の評価による「主観的指標」を組み合わせ、その推移を検証に活用し、計画の進捗管理を行います。

なお、時代の趨勢を見ながら、必要に応じて適宜指標等を見直し、軌道修正を図ることで、施策指標の改善に努めます。

客観的指標 実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標（原則、毎年度、実績数値を把握する）

主観的指標 町民の満足度など、町民がどのように感じているのかを表し、町民意識調査等により把握する指標（2年毎の町民意識調査により把握する）

## 3 計画推進に向けた行政経営

「白老町行政改革大綱」及び「白老町財政健全化プラン」の2つの計画を踏まえながら、限られた行政資源（ひと・もの・予算・情報）の最適配分・有効活用に努め、総合計画の具体的な施策展開（事務事業）などを示した「総合計画実施計画」を推進していきます。

